

カーボン・オフセットの取組に係る透明性を確保するための消費者等に対する情報提供に関する論点（指針策定に向けての検討事項）

1. 議論の前提

(1) 我が国におけるカーボン・オフセットの取組の現状

現在、カーボン・オフセットの取組が急速拡大しつつある。2008年4月末現在、国内におけるカーボン・オフセットの取組は約80件公表されており、このうちカーボン・オフセット型の商品・サービスは半数を占めている。

(2) カーボン・オフセットの取組に係る認識の向上及び透明性確保の必要性

カーボン・オフセットの取組は、低炭素社会の構築に向けて市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の主体的な削減活動の実施を促進すること、国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収や公害対策、持続可能な開発を実現するプロジェクトの資金調達に貢献することといった観点からこれを促進していく必要がある。

このためには、カーボン・オフセットの取組に対する認識を高めるとともに、透明性を確保することによりカーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが重要である。

(3) カーボン・オフセットの取組に係る認識の向上及び透明性の確保のための情報提供に関する基本的考え方

カーボン・オフセットの取組に係る認識の向上の観点からみた基本的事項

カーボン・オフセットとは、市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

カーボン・オフセット型の商品・サービスの提供、会議・イベントの開催、自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの実施等を行う者は、消費者等に対し、このカーボン・オフセットの基本的考え方に関する認識の向上を図ることが望ましい。

カーボン・オフセットの取組に係る透明性の確保の観点からみた基本的事項

また、まだ我が国においては新しいカーボン・オフセットの取組を広く普及させるためには、信頼性の構築が重要である。「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」(以下、「指針」)においても、「オフセットの対象活動の範囲(バウンダリ)、対象活動からの排出量とオフセットに用いるクレジット量、カーボン・オフセットを実現する商品、サービス等の内容、クレジットを生成する排出削減・吸収活動の内容や結果、オフセットが実現するまでの期間、オフセット関連事業の収支等のうち必要な情報を公開することが求められる」と規定されている。

(4) カーボン・オフセットの取組に係る透明性を確保するための消費者等に対する情報提供に関する論点整理の考え方

今回の検討においては、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」、「環境表示ガイドライン」、および関係法令の観点からみた情報提供事項と論点(案)について整理した。

2. 指針の観点から見た情報提供事項素案とその論点

(1) カーボン・オフセット型の商品・サービス、会議・イベント、自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの実施等に共通する事項

(カーボン・オフセットの取組の意義及び期待される効果についての周知)

カーボン・オフセット型の商品・サービスの提供、会議・イベントの開催、自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの実施に共通して、消費者等に対して情報提供することが望ましい事項としては、カーボン・オフセットとは何か、その意義及び期待される効果は何かといったことに関する説明が挙げられるのではないか。

(2) カーボン・オフセット型の商品・サービス

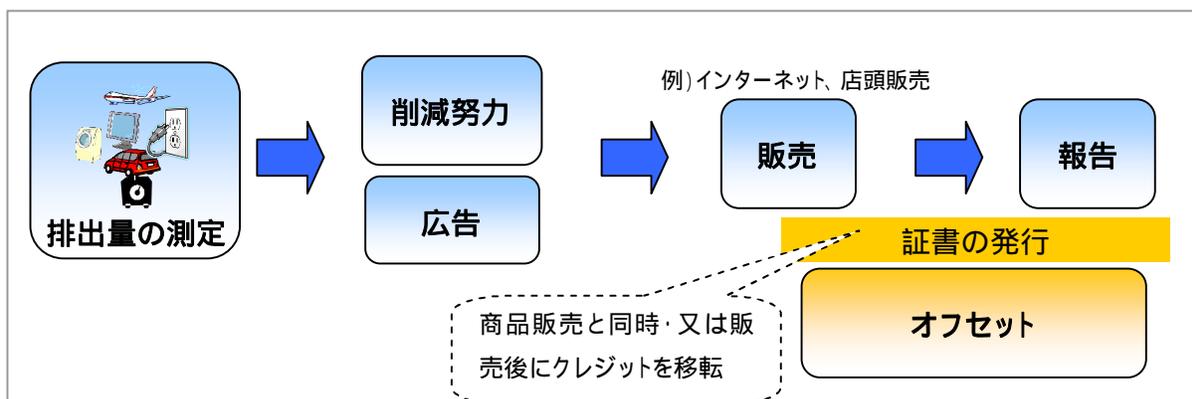


図 1 カーボン・オフセット型の商品・サービスの流れ

(商品・サービスに伴う排出量の情報提供)

当該商品・サービスの使用・消費に伴って発生する温室効果ガスの排出量について、わかりやすい形で消費者等に対し情報提供することが望ましいのではないかと。

(消費者等による削減努力の実施の促進)

当該商品・サービスを使用・消費する消費者等による自発的な削減努力の重要性や手法を伝える等の啓発・促進を行うことが望ましいのではないかと。

(商品・サービスを提供する者の削減努力の実施)

商品・サービスを提供する者が、当該商品の製造・使用・消費又はサービスの消費に伴って発生する温室効果ガスの排出量が削減する努力を行うとともに、どのような削減を行ったかについて、消費者に対し情報提供することが望ましいのではないかと。

(カーボン・オフセットの取組に関連する事項の情報提供)

オフセットの対象となる活動の範囲(バウンダリ)及び排出量、オフセットされる排出量の割合、オフセットに用いられるクレジットの種類(京都クレジット等)及び性質(既に発行されたクレジットかどうか)、クレジットの無効化のタイミング等、カーボン・オフセットの取組に関連する事項について情報提供することが望ましいのではないかと。

(3) カーボン・オフセット型の会議・イベント

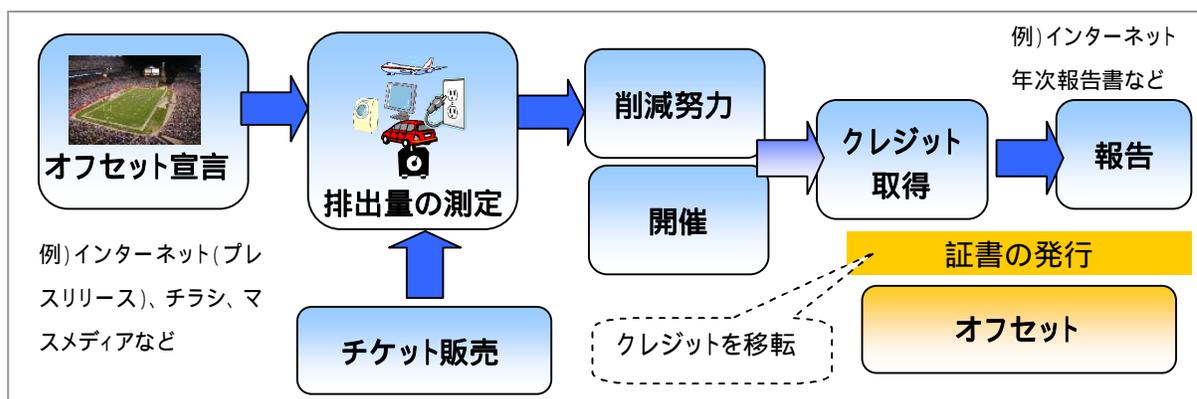


図 3 会議・イベントオフセットの流れ

(会議・イベントの開催に伴う排出量の情報提供)

会議・イベントの開催に伴って発生する温室効果ガスの排出量について、わかりやすい形で参加者等に対し情報提供することが望ましいのではないか。

(参加者等による削減努力の実施の促進)

当該会議・イベントに参加する者による自発的な削減努力の重要性や手法を伝える等の啓発・促進を行うことが望ましいのではないか。

(会議・イベントを主催する者の削減努力の実施)

カーボン・オフセット型の会議・イベントを開催する者が、当該会議・イベントの開催に伴って発生する温室効果ガスの排出量が削減する努力を行うとともに、どのような削減を行ったかについて、消費者に対し情報提供することが望ましいのではないか。

(カーボン・オフセットの取組に関連する事項の情報提供)

オフセットの対象となる活動の範囲(バウンダリ)及び排出量、オフセットされる排出量の割合、オフセットに用いられるクレジットの種類(京都クレジット等)及び性質(既に発行されたクレジットかどうか)、クレジットの無効化のタイミング等、カーボン・オフセットの取組に関連する事項について情報提供することが望ましいのではないか。

(4) 自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの実施

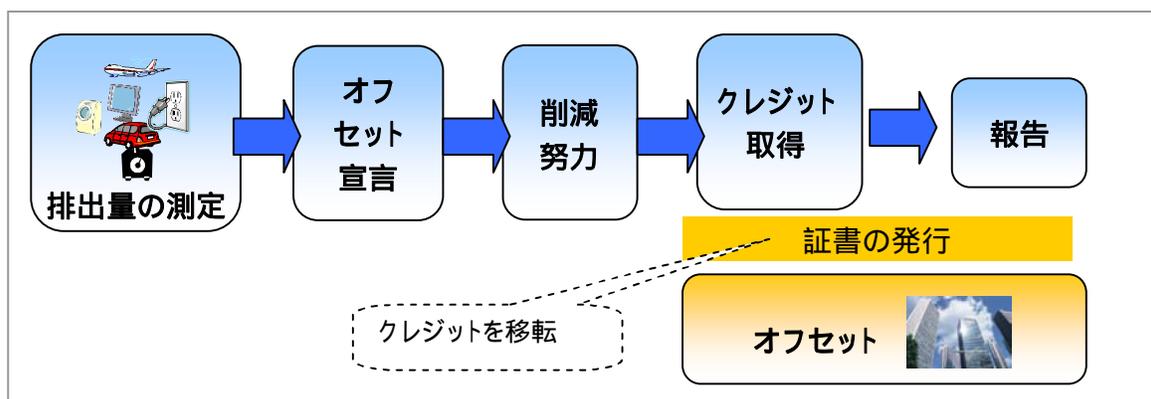


図 4 自らの事業活動におけるカーボン・オフセットの流れ

(事業活動に伴う排出量の情報提供)

事業活動の実施に伴って発生する温室効果ガスの排出量について、わかりやすい形で市民等に対し情報提供することが望ましいのではないかと。

(事業活動を実施する者の削減努力の実施)

事業活動を実施する者が、当該活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量が削減する努力を行うとともに、どのような削減を行ったかについて、市民等に対し情報提供することが望ましいのではないかと。

(カーボン・オフセットの取組に関連する事項の情報提供)

オフセットの対象となる活動の範囲（バウンダリ）及び排出量、オフセットされる排出量の割合、オフセットに用いられるクレジットの種類（京都クレジット等）及び性質（既に発行されたクレジットかどうか）、クレジットの無効化のタイミング等、カーボン・オフセットの取組に関連する事項について情報提供することが望ましいのではないかと。

3. 環境表示ガイドラインの観点から見た情報提供に関する課題及び論点

カーボン・オフセットに関する取組については、「環境表示ガイドライン」の観点からは、以下のような課題が挙げられるのではないかと。これらの課題を克服するためにも、消費者等に誤解を与えないような情報を提供することが求められる。

表 1 環境表示に関する課題

「環境表示ガイドライン」が整理する課題	カーボン・オフセット固有の課題（例）
主張する内容の範囲が具体的でない	商品・サービスの何を(個人の電力使用や商品の輸送等)オフセットの対象範囲としているか具体的でないものがある
「環境にやさしい」といったあいまいな表現を用いる場合がある	カーボン・オフセットの意義及び効果についてあいまいなものがある。
各社各様のメッセージ(説明文)やシンボルマークが氾濫しており環境性能の優劣がわかりづらい	カーボン・オフセットと単なる京都クレジットの取得を混合した説明がみられる。また、削減努力に関する明示がないものがある。
適切な環境情報の量と質	排出量算定の根拠が明示されているものの、専門的で消費者には分からないものが詳細に渡り記載されているもの、逆に説明が不十分なものがある。
伝達方法	クレジットを事後的に取得する場合、消費者への伝達方法は各社の判断に委ねられており、事後報告がない場合も散見される。
タイミング	広告、購入時、購入後、証書の発行時といったタイミングごとに表示されるべき情報が明確ではないため、各社の判断に委ねられている。
環境負荷低減効果	排出量を埋め合わせることができる、何らかの排出削減・吸収がもたらされたプロジェクトが販売されているかどうか分かるような、プロジェクト情報が提供されていない商品・サービスがある。
情報の一般性や透明性	消費者が支払ったお金が排出削減・吸収に貢献するプロジェクト等に確実に支払われているのか明確でないものがある。
科学的な検証の必要性	オフセットする排出量の算定手法にばらつきがあり、埋め合わせるプロジェクト自体の第三者認証・検証も京都クレジット以外のクレジットは明確でないものもある。

(出典:「環境表示ガイドライン」, p.6)

また、環境表示ガイドラインに示された要求事項(表2左列)を参考に、表2右列のようなカーボン・オフセット特有の情報提供に関する論点が考えられるのではないかと。

表 2 環境表示に求められる要求事項(案)

「環境表示ガイドライン」の要求事項	カーボン・オフセットの表示に関する情報提供に関する論点(案)
消費者に聞きなれない専門用語や固有名詞、事業者等による造語等は単独での使用は避け、説明文や図表を伴った表現を使う	「カーボン・オフセット」「京都目標の達成」「排出係数」「バウンダリ」といったカーボン・オフセットに関連する専門用語や固有名詞に関する説明を加える必要があるのではないかと。
環境に配慮した素材や原材料等を使用している事を主張する場合、素材の環境負荷の原単位や使用割合による環境負荷削減効果を明確に表示する	オフセットするバウンダリを明示する必要があるのではないかと。

「環境表示ガイドライン」の要求事項	カーボン・オフセットの表示に関する情報提供に関する論点（案）
「エコ」「環境対応」等のあいまいだが何らかの環境保全効果を示唆する用語を製品やサービスの商品名や愛称に用いる場合は、環境表示とみなす	「地球にやさしい」「地球温暖化への貢献」「カーボンニュートラル」といったあいまいな表現を避け、明確にカーボン・オフセットの意義・効果について説明する必要があるのではないか。
ロゴマークを使用する際は、ロゴの意味や使用基準を明確に設定し、隣接した場所に説明文（事業者・団体名、シンボルの意味、設定基準等）を表示する	オフセット証書の発行には、上記説明に加え事業者名や連絡先を記載する必要があるのではないか。
環境ラベルではないシンボルマークは、環境表示と無関係な自然物等を示すデザインの表示を避ける	オフセット証書や企業が独自に開発したオフセットラベルやマークは、実際にオフセットに使用したクレジットと異なる写真等（風力発電を販売したのに森林の写真を掲載するなど）を記載しないようにする必要があるのではないか。

（出典：環境省「環境表示ガイドライン」pp.23-pp.29）

4．関連法令の観点から見た情報提供に関する課題及び論点

消費者がカーボン・オフセット商品・サービスを購入する際、資料5に示した景品表示法、特定商取引法、消費者契約法等の観点から見た場合、下記のような記載を行うことが望ましいのではないかと考えられる。

表3 カーボン・オフセット型の商品・サービス販売時に記載が望ましい事項（案）

消費者向けの契約とみなす場合の記載事項（案）
<p>【特定商取引法に基づく情報開示】</p> <p>【インターネット販売の際の広告表示（法第11条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売企業情報（販売業者、運営統括責任者、所在地、電話番号） ・ 販売価格 ・ 支払いに関する事項（申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料） <p>【オフセット型の商品・サービス特有の情報開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オフセットの意義及び効果 ・ オフセットに用いるクレジットの種類 ・ ・ 何をオフセットしているのか（バウンダリ） ・ 算定の根拠の明示 ・ クレジットの調達期限と調達後の通知方法 ・ オフセットした割合 <p>【オフセットの対象となるクレジットを生成するプロジェクトに関する情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト名 ・ プロジェクトタイプ ・ プロジェクト実施国 ・ プロジェクト開始日 ・ 認証プログラム名 ・ プロジェクト概要（任意）

表 4 カーボン・オフセット型の商品・サービス販売後に情報提供することが望ましい事項（案）

	日本で必要とされる事後処理の説明 （案）	共通事項 （案）
インターネット販売	インターネット経由又は郵送でプロジェクトの進捗状況、クレジットの取得、失効処理を通知（環境報告書、年次報告書、ウェブサイト等）	
店頭販売		
イベント・会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフセットした範囲（バウンダリ） ・ オフセットした範囲（バウンダリ）の算定基準 ・ オフセットした排出量 ・ クレジット購入金額 	イベント・会議主催者のウェブサイトでクレジットの取得量、クレジットタイプ、プロジェクトタイプ、実施国、クレジットの無効化処理等を公開
自己活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフセットするクレジットの種類 ・ オフセットするクレジットの発行状況 ・ オフセットするクレジットの無効化処理 ・ プロジェクトの実施国 ・ プロジェクトの種類 ・ プロジェクトの進捗状況 ・ プロジェクトの認証取得状況 ・ オフセット完了状況 	株主・顧客向けに環境報告書、年次報告書、ウェブサイト等でクレジットの取得量、クレジットタイプ、プロジェクトタイプ、実施国、クレジットの無効化処理等を公表

（商品・サービスの販売時・後に提供する証書に記載すべき情報）

- ・ カーボン・オフセット商品・サービスの購入者にオフセットを実施した旨を示す証書を付与する事業者が増えている。特に、クレジットの無効化処理がなされていない時点で、オフセット証書を発行することがあるため、証書に記載すべき事項について明確に示す必要がある。消費者に最低限提示すべき情報として次の事項が考えられる。企業概要、問い合わせ先（ウェブサイト、メール、電話）
- ・ カーボン・オフセットの仕組みの説明
- ・ オフセットに使用するクレジットの種類
- ・ オフセットを実施した割合
- ・ 現物か未発行クレジットかどうか
- ・ 未発行の場合の取得目安と通知方法
- ・ プロジェクト情報（実施国、タイプ、トン数等）
- ・ クレジットの無効化処理の方法（京都目標に使用するかどうかを含む）

以上